

**デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）
令和6年度実施事業に係る効果検証資料**

事業名	要介護認定訪問調査及び介護・障害支援区分認定審査会システムの導入									
計画年度	R6～R8	担当部署	長寿介護課 (社会福祉課)	事業費(R6) (千円)	総事業費	うち国費	うち県費	うち一般財源		
					15,240	7,617	0	7,623		
根拠法等	介護保険法 障害者総合支援法									
事業概要	高齢者の増加に伴う要介護認定申請者数の増加に加え、新型コロナウイルス感染症対策として審査会を従来の対面開催から書面開催へ変更していることなどにより、申請から認定までの所要日数が規定の日数を超過している。システム導入で、訪問調査と審査会に係る日数の短縮を図り、介護・障害福祉サービスを迅速に受けられるよう市民サービスの向上に繋げる。									
事業実績					<p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定審査会資料閲覧システム(moreNOTE)の導入(7月) 認定審査会のデジタル化、web会議の開催(8月) 訪問調査システム(ADWORLD介護保険訪問調査管理システム)の導入、運用開始(10月) 審査会委員、認定調査員を対象とした操作説明会の実施 moreNOTE、ADWORLDの改善点の提案 訪問調査所要日数、認定所要日数の集計 利用者満足度アンケートの実施、集計 <p>【令和7年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任の審査会委員へmoreNOTE操作方法の説明 訪問調査所要日数、認定所要日数の集計 利用者満足度アンケートの実施、集計 					
	本事業における重要業績評価指標(KPI)				令和6年度	令和7年度	令和8年度			
					目標値	実績値	目標値	実績値		
1	システムを用いた訪問調査件数(件)				2,000	1,044	2,400	-	2,400	-
2	システムを用いた介護認定審査件数(件)				2,000	1,435	2,400	-	2,400	-
3	システムを用いた障害支援区分認定審査件数(件)				100	86	120	-	120	-
4	訪問調査所要日数(日)				10	17	8	-	7	-
5	認定所要日数(日)				30	40	28	-	26	-
6	申請者の認定手続き満足度(ポイント)				4	3.1	4.2	-	4.5	-
自己評価	要介護認定訪問調査及び介護(障害支援区分)認定審査会のデジタル化は円滑に切り替えることができ、調査員・審査会委員の負担軽減となった。 令和6年度の実績値は目標値を達成できなかった。当初5月に導入予定であったが、機器の調達やシステムの導入が後ろ倒しになったことが要因と考えられる。 なお、訪問調査所要日数については、令和5年度は19日、令和6年度は17日、令和7年度は12.9日(11月末時点)と12.9日短縮し、認定所要日数については、令和5年度は45日、令和6年度は40日、令和7年度は35日(11月末時点)と10日短縮していることから、両所要日数の改善がみられる。今後も本事業を推進し、目標達成となるよう、ひいては市民サービスの向上に繋がられるよう改善に努める必要がある。									
		地方創生に非常に効果があった	地方創生に効果があった	地方創生に一部効果が見られた	地方創生に効果がなかった					
	事業内容の追加または変更を行い、発展的に実施する	事業内容の改善・見直しを図りながら継続する	事業の一部は継続、一部は廃止する	事業全体を廃止、又は中止する						
委員からの意見	<ul style="list-style-type: none"> KPIの訪問調査所要日数や認定所要日数は数値が低ければ低いほど良いということか⇒お見込のとおり。 KPIの訪問調査所要日数や認定所要日数は1人当たりにかかる日数ということか⇒お見込のとおり。 <p>訪問調査所要日数は、申請書を受領してから対象者と日程調整の上、訪問調査が完了するまでの日数。認定所要日数は、申請書を受領してから認定審査会が完了し、対象者の介護度を決定するまでの日数である。実績は全体の平均値。</p> <p>なお、訪問調査に関しては、対象者の体調を考慮し再度日程調整が必要になる場合があり、その分日数がかかってしまう事例もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は高齢者にとって必要な制度である。手厚い支援に感謝申し上げる。 									